



島根県報

平成23年7月15日（金）

号外 第 141 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

| | | |
|-----------------------------------|---------------|---|
| 島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例 | （農 業 経 営 課） | 3 |
| 島根県風致地区条例の一部を改正する条例 | （都 市 計 画 課） | 5 |
| 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | （企 業 局 総 務 課） | 6 |
| 島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | （義 務 教 育 課） | 7 |

公布された条例等のあらまし

◇島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

(1) 島根県立農業大学校条例の一部改正

ア 島根県立農業大学校の名称を島根県立農林大学校に改めることとした。（第1条関係・第2条関係）

イ 設置の目的を農林業を担う優れた人材の養成等に改めることとした。（第2条関係）

ウ 研修を受けることができる者を農林業者等に改めることとした。（第4条関係）

エ 条例の題名を島根県立農林大学校条例に改めることとした。

(2) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の特殊勤務手当に関する条例

イ 貸付金の返還債務の免除に関する条例

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県風致地区条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴う規定の整理（第2条関係）

(2) 有線放送電話に関する法律の廃止に伴う規定の整理（第3条関係）

2 施行期日

1の(2)については放送法等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、1の(1)については平成23年10月1日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 条例の概要

斐伊川水道の供給先に斐川宍道水道企業団を追加することとした。（別表第3関係）

2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。

◇島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 条例の概要

基金を財源とする事業に、東日本大震災により被災した児童、生徒等に係る就学の援助等を行う事業を追加することとした。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農業大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立農林大学校条例

第 1 条中「島根県立農業大学校」を「島根県立農林大学校」に改める。

第 2 条中「農業を」を「農林業を」に、「農村地域」を「農山村地域」に、「農業者等」を「農林業者等」に、「農業の」を「農林業の」に、「農村社会」を「農山村社会」に、「島根県立農業大学校」を「島根県立農林大学校」に改める。

第 4 条第 2 項中「農業者等」を「農林業者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項、第10条第 1 項第 1 号、第11条第 1 項第 9 号及び第37条第 1 項第 1 号中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

（貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正）

3 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県立農業大学校奨学金の項中「島根県立農業大学校奨学金」を「島根県立農林大学校奨学金」に、「、島根県立農業大学校」を「、島根県立農林大学校」に改める。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った前項の規定による改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定による島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。

島根県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

島根県風致地区条例の一部を改正する条例

島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 3 号を次のように改める。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第 3 条第 26 号中「有線放送電話に関する法律」を「放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第 7 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法附則第 2 条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律」に改める。

附 則

この条例中第 3 条第 26 号の改正規定は放送法等の一部を改正する法律附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第 2 条第 3 項第 3 号の改正規定は平成23年10月 1 日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中 「

| | |
|-----|-----|
| 松江市 | 出雲市 |
| 雲南市 | |

」 を 「

| | |
|-----------|-----|
| 松江市 | 出雲市 |
| 雲南市 | |
| 斐川宍道水道企業団 | |

」 に改める。

附 則

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「行う事業」の次に「並びに東日本大震災により被災した児童、生徒等に係る就学の援助等を行う事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。